

令和5年度 つなげ！生物多様性 高校生チャレンジシップ開催事業業務

受託者募集要領

本県の豊かな自然や、そこに生育・生息している野生動植物のつながりがもたらす「生物多様性の恵み」は、水や空気、食料、燃料等を供給するとともに、自然災害の影響を軽減するなど私たちのいのちと暮らしを支えています。また、農林水産業をはじめ、自然を活かした観光など様々な産業の発展や、風土に由来した地域文化・伝統も育んでいます。この生物多様性を保全し、恵みを将来にわたって享受するには、生物多様性の恩恵を受ける社会全体で生物多様性の意義を理解し、守るための行動をしていかなければなりません。

そこで県では、「第2次生物多様性えひめ戦略」の推進テーマ「伝えていこう！生きものの恵みと愛媛の暮らし」に基づき、生物多様性の保全や普及を志す若者を育成するための場を提供し、現在、精力的に生物多様性を研究する若者の活動に脚光を当て、モチベーションを高揚させるとともに、若者が実践する活動を広く県下に周知することにより、オール愛媛で本県の豊かな生物多様性を次代に繋いでいく機運の醸成及び多様な主体の参画促進を図ることとしました。

つきましては、本事業の企画運営、事業等の受託を希望する事業者を募集します。

1 業務の概要

(1) 業務名 「令和5年度 つなげ！生物多様性 高校生チャレンジシップ開催事業業務」

担当 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県県民環境部環境局自然保護課 生物多様性係
電話 089-912-2368 FAX 089-912-2354

(2) 委託業務の内容

別紙の令和5年度 つなげ！生物多様性 高校生チャレンジシップ開催事業業務仕様書のとおりとします。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年12月22日(金)まで

ただし、契約期間終了後であっても、県民からの本事業に係る問い合わせ等については対応を依頼することがあります。

(4) 委託料上限額

4,788,000円(消費税及び地方消費税10%を含む。)

2 応募の資格

- (1) 県内に事業所(本社、支社、営業所等)を有すること。
- (2) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること(もしくは、企画提案書提出時までに登録が予定されていること)
- (3) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (5) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始申し立てがなされていないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (8) 過去にフォーラムやシンポジウム、講演会等イベント開催業務の実績を有する者

3 プロポーザルの手続

(1) 担当窓口

愛媛県県民環境部環境局 自然保護課 生物多様性係 (担当：武智)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2368 F A X 089-912-2354

電子メールアドレス：shizenhogo@pref.ehime.lg.jp

*電話による問い合わせ及び書面の提出は、平日の午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までを除く)

4 質問の受付および回答

(1) 受付期限

令和5年3月20日(月)午後5時(必着)まで

(2) 受付方法

- ・ 募集内容に関する質疑は、F A X又は電子メールにより、上記3の担当窓口^に質問書(様式1)を提出してください。(電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。)
- ・ 件名を「令和5年度 つなげ!生物多様性 高校生チャレンジシップ開催事業業務に関する質問」とし、いずれの場合も、送信後、担当窓口へ電話により着信の確認を行ってください。

(3) 回答方法

質問及び回答内容は、令和5年3月22日(水)までに県ホームページにより回答します。(ただし、質問者の個別具体の提案内容に関わるものは除く。)

5 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザル参加を希望する事業者は、次の(1)の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式2)
- ② 参加資格誓約書(様式3)

(2) 提出期限

令和5年3月24日(金) 午後5時(必着)

(3) 提出方法・提出先

持参又は郵送(書留)により、上記3の担当窓口へ提出。

(4) 資格要件の確認

愛媛県自然保護課において、申込者に対して参加資格の確認を行い、その結果を令和5年3月27日(月)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(5) 参加辞退

参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

6 企画提案書の作成

別途定める「令和5年度 つなげ!生物多様性 高校生チャレンジシップ開催事業企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成し、次の点に留意してください。

- (1) 企画提案書は1者1提案のみとします。
- (2) 委託契約金額(1の(4))の上限を超えた者ものは、審査の対象から除きます。

7 企画提案の提出手続き

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとします。

(1) 提出書類および提出部数

企画提案書 正本1部、副本7部

(2) 提出期限 令和5年4月5日(水)午後5時(必着)

(3) 提出方法・提出先

持参(土、日、祝日を除く。)又は郵送(書留)により、上記3の担当窓口へ提出。

8 企画提案書の取扱い

(1) 提出後の企画提案書については、原則として再提出および差替えは認めません。(審査に影響を与えない軽微なものを除く。)ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

(2) 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しません。

(3) 提出された書類は、必要に応じ複写することがあります。(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)

(4) 提案を取り下げる場合は、取下げ願い書(様式4)を提出してください。また、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しません。

(5) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなします。

(6) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とします。

① 企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合

② 参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合。

9 審査

(1) 選定の方法

① 審査は、県が別途設置する選定委員会において、別紙「令和5年度 つなげ!生物多様性 高校生チャレンジシップ開催事業業務プロポーザル審査基準」に基づき、企画提案書およびプレゼンテーションにより審査し、最も優れた提案を行った事業者(委託候補者)を選定します。

② 5者以上から提案があった場合は、一次選考として書類選考を行ったうえで、プレゼンテーションによる二次選考を行う場合があります。

(2) プレゼンテーションの実施方法

① 1企画提案書あたり20分以内で説明を行います。説明終了後に選定委員より質問を10分程度行います。

② その他、プレゼンテーションの実施日時、場所等詳細については、別途対象者に通知します。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、上記5(3)の参加申込みの受付順とします。

10 審査結果

審査結果は、全ての参加者に文書で通知します。(ただし、順位や採点結果をお知らせするものではありません。)なお、審査内容に関する質問や異議は、受け付けません。

11 その他留意事項

(1) 提出された参加申込書および企画提案書は、委託候補者の選定以外の目的では使用しません。

(2) 企画提案書の作成及び提出等、プロポーザル参加に要する経費は、全て企画提案者の負担となります。

(3) プロポーザルおよび契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。

(4) 本事業は愛媛県の令和5年度当初予算の成立を前提に行うものであり、今後、事業予定の変更や事業そのものの中止の可能性があります。

12 プロポーザル実施に係る日程

令和5年3月 日 ()	募集要領等の公開
令和5年3月20日 (月) 午後5時まで	実施内容等に関する質問書の提出期限
令和5年3月22日 (水)	質疑への回答期限
令和5年3月24日 (金) 午後5時まで	参加申込書類提出期限
令和5年3月27日 (月)	参加資格の確認結果通知
令和5年3月27日 (月) から4月5日 (水) 午後5時まで	企画提案書の受付
令和5年4月10日 (月) から14日 (金) のいずれかの日	審査委員会 (プレゼンテーション)
令和5年4月 中旬 (予定)	審査結果通知

13 契約

(1) 契約の締結

上記9により選定された委託候補者と契約締結の協議を行います。

(2) 協議内容

提出された企画提案書を基に業務について協議を行い、仕様書を作成します。したがって、協議の過程で提案内容の追加、変更または削除等の一部変更がある場合があることを御了承下さい。なお、協議が整わなかった場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合があります。

(3) 契約締結

協議のうえ決定した仕様書に基づき、委託候補者から見積書を提出いただき、予定価格の範囲内であることを確認して業務契約を締結することになります。(契約保証金は愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取り扱います。)

(4) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとします。

14 その他

- (1) 提出された参加希望書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しません。
- (2) 愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならないこととします。